

# 総務教育常任委員会資料

(令和6年6月13日)

〔件名〕

- ・犯罪被害職員等支援休暇の創設について

【人事企画課】・・・2

- ・令和5年度時間外勤務実績及び今後の対応について

【職員支援課】・・・3

総 務 部

## 犯罪被害職員等支援休暇の創設について

令和6年6月13日  
人事企画課

犯罪被害を受けた職員の負担軽減、心身の回復等を支援するため人事委員会規則が改正され、以下のとおり特別休暇を創設しましたので報告します。

### 1 対象

職員又は配偶者や子、父母等が犯罪行為による被害を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき

- ア 警察の事情聴取等への捜査協力、弁護士への相談、裁判への出廷及び傍聴等を行う場合
- イ 心身の故障により勤務が著しく困難である場合
- ウ 犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合

### 2 休暇日数

(1) 上記1のアに該当する場合

その都度必要と認める期間

(2) 上記1のイ及びウに該当する場合

一の犯罪被害について5日以内（看護を要する配偶者等が2人以上の場合は10日）

※取得単位：日又は時間単位

### 3 適用開始日

令和6年6月1日

# 令和5年度時間外勤務実績及び今後の対応について

令和6年6月13日  
職員支援課

令和5年度時間外勤務実績及び今後の対応について、次のとおり報告します。

## 1 令和5年度時間外勤務実績

令和5年度時間外実績は、新型コロナ対応に係る時間外勤務の減少等により、令和4年度に比べて2割以上減少した。

### (1) 総時間数

区分	R5年度	R4年度	対前年度
総時間数	399,035 時間	514,700 時間	77.5%
職員一人あたり月平均時間	13.6 時間	17.4 時間	78.2%

### (2) 一定時間を超える職員数

区分	R5年度	R4年度	対前年度
45 時間超/月の職員数(延べ数)	1,870 人	2,814 人	66.5%
うち 100 時間超/年	131 人	272 人	48.2%
360 時間超/年の職員数(実数)	311 人	467 人	66.6%
うち 720 時間超/年	37 人	72 人	51.4%

## 2 時間外勤務縮減に向けた今後の対応

引き続き、職員の勤務時間管理を適切に行い、時間外勤務縮減に取り組む。

### (1) 取組方針

- ・時間外勤務の上限時間（原則月 45 時間以内、年 360 時間以内）の遵守
- ・令和5年度実績（399,035 時間）から1割削減

### (2) 具体的取組

- ・庁内基本ルールの徹底（事前申請・承認、週休日の勤務日振替、毎週水・金のノー残業デー、勤務時間外の内部協議の原則禁止、オンライン会議の積極的活用など）
- ・月 45 時間を超えて時間外勤務を行った職員のいる所属の時間外勤務の要因等を確認
- ・時間外勤務の状況等を踏まえ、業務の効率化などの改善策を検討

### 【参考】鳥取県における時間外勤務実績の推移

